

愛川町議会意見交換会開催要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛川町議会基本条例（平成23年愛川町条例第8号）第10条の規定に基づき、町民等の意見を議会運営に反映させるために行う、町民、自治会及び各種団体との意見交換会（以下「意見交換会」という。）について必要な事項を定める。

(開催方法及び会場)

第2条 意見交換会の開催方法及び会場は、次のとおりとする。

(1) 町民

- ア 意見交換会の開催は、年1回以上とする。
- イ 実施時期については、毎年、広報広聴常任委員会において決定する。
- ウ 会場は、公共施設等で行う。

(2) 自治会及び各種団体

- ア 意見交換会の開催は、自治会又は各種団体（以下「団体等」という。）から議長に開催の申込みがあった場合に、広報広聴常任委員会が審査し、必要と認めるときに開催する。
- イ 各種団体は、原則として、町内で活動し、かつ町民福祉の向上に資すると認められる団体とする。
- ウ 開催を希望する団体等は、愛川町議会との意見交換会申込書（第1号様式）を議長に提出するものとする。
- エ 会場は、公共施設等で行う。

(テーマ及び内容等)

第3条 意見交換会のテーマは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町政に関すること。
- (2) 町議会に関すること。
- (3) その他町の重要事項に関すること。

2 意見交換会におけるテーマの設定は、事前に広報広聴常任委員会で協議して決定する。
なお、テーマは地域別に設定することもできる。

(出席議員及び役割分担)

第4条 意見交換会における出席議員及び役割分担は、次のとおりとする。

- (1) 出席議員は、広報広聴常任委員会において決定する。
- (2) 議会報告の統一シナリオ及び配付資料の作成等の役割分担は、広報広聴常任委員会で決定した出席者が協議して決定する。

(傍聴の取り扱い)

第5条 意見交換会は、広報広聴常任委員長の許可を得た者が傍聴をすることができる。

2 広報広聴常任委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(次第等)

第6条 意見交換会の次第は、次のとおりとする。

- (1) 開会挨拶
- (2) 出席者自己紹介
- (3) 議会報告またはテーマの説明
- (4) 質疑応答
- (5) 意見交換
- (6) 閉会挨拶

2 意見交換会の開催時間は、90分程度とする。

3 参加者は、司会者の発言許可のもとで発言できる。ただし、議員は、自己PRと見なされる発言はできない。

(結果の公表等)

第7条 広報広聴常任委員長は、意見交換会終了後、原則として2週間以内に意見交換会実施報告書を、参加者から出された意見、要望、提言などの要点記録を添えて、議長に提出する。

2 前項の記録は、原則として、ホームページに掲載するほか、その概要を議会だより及びSNSにより公表する。

3 町政に対する意見提言で重要なものは、議長が広報広聴常任委員会に諮った上で町長に報告し、町の考え方等について回答を求める。

4 前項の意見提言に対する町からの回答書については、ホームページに掲載するほか、その概要を議会だより及びSNSにより公表する。

(周知方法)

第8条 意見交換会の開催及び申し込みの周知方法については、次のとおり行うものとする。

- (1) 議会だより、ホームページ及びSNSに掲載するとともに、広報あいかわ、お茶の間通信へ掲載を依頼する。
- (2) 各新聞社等への情報提供を行う。
- (3) 区長へ書面等により参加依頼を行い、自治会へチラシを回覧する。
- (4) その他必要な周知を行なう。

(意見・要望等の整理・検討)

第9条 議長は、意見交換会での意見・要望等を整理し、必要に応じて委員会に調査研究を諮問することができる。

(その他の事項)

第10条 この要領に定めるもののほか、意見交換会の開催に関し必要な事項は、議長が広報聴常任委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成29年12月15日から施行する。